

市谷議員 要望項目一覧

令和8年度9月補正分

担当課	要望項目	左に対する対応方針等
市町村課	1 戦後・被爆81年、平和に向けた取り組みを (1) 核兵器の廃絶に向けて 高市総理が、広島・長崎での平和記念式において、「非核三原則を堅持している」と現状のみを述べ、今後堅持すると言わなかったことに、被爆者や被爆地から批判の声が上がっている。高市政権が、安保三文書改定で「非核三原則堅持」を変更する可能性があるからである。 鳥取県・鳥取県議会は、「原水爆禁止に関する決議」(昭和32年3月20日)、「核武装、核実験禁止、全面完全軍縮要請に関する決議」(昭和36年10月5日)、「核兵器の全面撤廃と軍備縮小に関する意見書」(昭和57年6月1日)、「核軍備反対に関する意見書」(昭和59年7月6日)、「核兵器廃絶平和鳥取県宣言」(昭和62年12月18日)、「核実験の禁止及び核兵器の廃絶を求める緊急決議」(平成10年6月12日)、「核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書」(平成22年3月17日)と、核兵器廃絶を求める累次の意見書を採択してきた。 核兵器廃絶を求める鳥取県として、「非核三原則の堅持」及び「核兵器禁止条約」の批准、並びに「核兵器禁止条約第1回再検討会議」へのオブザーバー参加を政府に求めること。	外交防衛については、国の専権事項であり、国会及び政府において責任を持って対応されるべきものである。
市町村課	(2) 航空自衛隊美保基地での米軍機慣熟訓練について 航空自衛隊美保基地に、8月5日、米軍機C130Jが2機、慣熟訓練のため訪れる予定であったが、急遽中止となった。 以下の事項を回答するよう航空自衛隊美保基地に求めること。 ① これまでの美保基地への米軍機等外国機の飛来の実績と、飛来の理由を回答すること。 ② 「米軍の慣熟訓練」とは、どのような場合を想定し、それは米軍が美保基地から戦場に行くことも想定から排除されず、戦争出撃に役立つ訓練ともなり得るのか、回答をすること。	外交防衛については、国の専権事項であり、国会及び政府において責任を持って対応されるべきものである。 県としては、国を通じて、美保基地周辺の安全確保を求めている。

担当課	要望項目	左に対する対応方針等
市町村課	(3) 美保基地配備のC 2 輸送機へのミサイル発射機能の付加について C 2 輸送機へのミサイル発射機能付加は、敵基地攻撃能力を保有する憲法違反であり、輸送基地という美保基地の役割を変更する約束違反である。そして、鳥取県・美保基地が攻撃の標的になりかねない。 今後の国の動きを待つのではなく、今からでも導入を拒否すること。	美保基地の位置づけ・性格に変更を生じさせないよう国に確認、要請を続けてきたところであり、県としては、美保基地が立地する地元の米子市、境港市と連携し、引き続き国に対して、美保基地周辺の安全確保を求めている。
市町村課	(4) 米軍機の低空飛行訓練について 鳥取県内での米軍機の日撃情報の報告が続き、昨年度は一度に目撃されている機数が複数機で、多い時は7機である。 この夏も、以下の事項を、鳥取県、県町村会など県内地方6団体で国要望しているが、その結果はどうだったのか明示すること。 ① 危険な米軍機の低空飛行訓練の中止の要望に対する、国の回答を明示すること。国は、「住民への配慮」に留まらず、「中止」を米国・米軍に求めているかどうかを回答すること。 ② 実態把握のためには、以前のような3日間程度の調査ではなく、1年間程度の実態調査が必要である。県内地方6団体で国に対し、「騒音測定器や監視カメラなどの監視装置を設置し実態把握するよう」求めたが、その回答を明示すること。以前、防衛省から、「自治体が要望すれば調査に応じる」と聞いた。具体的な調査日程を、防衛局と相談すること。 ③ 騒音測定器の設置の要望に対する国の回答を明示すること。国が設置しないのであれば、県が設置すること	今夏の要望については、今後、実施予定である。

担当課	要望項目	左に対する対応方針等
企業支援課	2 物価高騰のもと、賃上げの実現、医療・中小企業・農林漁業を守る (1) 最低賃金アップに対する中小業者への賃上げ直接支援を 鳥取県の最低賃金は、現在の1030円から、中央審議会が示したCランクの引上げ目安56円を超え、60円アップと過去2番目の引上げ額となり、10月から1090円となる。 しかし、直近令和8年6月の鳥取市消費者物価指数は前年比でプラス1.2%、最賃額の引き上げ率は5.83%だが、月額賃金17万円弱では生活に必要なとされる20万円に届いていない。 一方中小業者からは、経営環境が悪く賃上げは厳しいとの声もあり、中小業者への賃上げ直接支援が必要と考える。 ① 賃上げ直接支援は、北海道、岩手、福島、群馬、茨城、奈良、徳島、長崎等の都道府県で実施されるようになっており、鳥取県としても実施に踏み出すこと。	持続的な賃上げは一時的な直接支援で実現するものではなく、「稼ぐ力」を強化して原資となる利益を構造的に生み出し、防衛的賃上げ状態を脱却できる体質に転換していくことが必要である。 物価や人件費の高騰が続く中であっても、生産性向上を起点とした持続的な賃上げに取り組めるよう「持続的な賃上げ・生産性向上支援補助金」や「産業未来共創補助金」等による賃上げ環境整備を推進し、引き続き県内企業に寄り添った支援を進めていく。 【9月補正】 ・地域の未来を創る賃上げ・価格適正化推進事業 300,000千円
企業支援課	② 鳥取県の「持続的な賃上げ・生産性向上支援補助金」の申し込み期限が9月末だが、申請数や額の実績を明らかにすること。	令和7年1月以降の認定件数は858件、認定額は約23.3億円である（令和8年7月末現在）。
水産振興局 水産振興課	(2) 農林漁業への支援 ① 鳥取県内の沿岸漁業では、刺し網漁業をやっているが、従来獲れていたハマチ、サワラが獲れなくなり、マグロがいても現在の漁法では網に穴が開き、漁獲量規制の関係もあり獲ることができない。魚が獲れるかどうかわからない状況の中、漁船のA重油が、通常105円が130円、国の補填がなければ170円と高く、漁に出ることができない。燃油のセーフティネット補填は後になってから出るので、今油を買うお金がない。別の漁法に挑戦しようにも、網も石油由来で30%も値が上がっていて手が出せない。全漁連ではエンジンオイルが6月2日からストップ（現在は不明）、燃油、網、漁具、発砲の箱など全て値上がりしている。漁船のA重油、網、漁業資材購入費への直接補填を行い、休漁に対する所得補償をすること。	鳥取県内の沿岸漁業の厳しい状況を踏まえ、令和8年5月と7月に鳥取県沿岸漁業緊急対策協議会を開催し、関係者の意見をもとに対策の検討を行っているところである。 農林水産業者の経営に深刻な影響が生じることがないように、燃油及び生産資材等の物価高騰対策及び安定供給に係る対策について、令和8年8月6日に国に要望しており、引き続き国の動向等を注視していく。 また、急激な資材高騰の影響を受ける漁業者の経営改善を図るため、沿岸漁業者が市場出荷時に使用する漁業出荷用発泡箱に対して、9月補正予算案において緊急支援を行うことを検討しており、休漁に対する所得補償は考えていない。 【9月補正予算】 ・漁業用資材高騰対応緊急支援事業 20,000千円

担当課	要望項目	左に対する対応方針等
農林水産政策課	② 農業では、肥料価格が前期より5%値上がりし、輸入に依存しているため原油価格の高騰が影響している。また、ビニール系資材の逼迫、輸入飼料の値上がりも深刻である。林業では、重油の作動油（油圧）が足りないとの声が出ている。高齢化や人手不足がある中、今回のコスト高で、耐えられない農家が出るのではないかと、企業努力ではどうにもならないとの懸念の声が出ている。農業の資材、飼料、肥料、燃油等への補助制度を創設すること。	農業での物価高騰対策は、これまでの予算措置により、省エネ対策機械・施設の導入支援、化学肥料低減の取組支援、生産費の高騰に対する畜産経営への救済支援、農業者向けの緊急的な資金繰りへの利子助成及び農業水利施設の省エネルギー化への支援等を実施している。 また、9月補正予算案において、農業者の集出荷コスト低減支援による物価高騰対策を検討している。 農業者等の経営に深刻な影響が生じることがないように、燃油及び生産資材等の物価高騰対策及び安定供給に係る対策について、令和8年4月16日、5月7日及び8月6日に国に要望を行ったところであり、引き続き、国の動向等を注視しながら、必要な対策を検討していく。 【令和7年度12月補正】 ※令和8年度に明許繰越 ・原油高対応省エネ農業機械・施設等導入支援事業 21,000千円 ・肥料価格高騰対策事業 5,000千円 【令和8年度当初予算】 ・和子牛緊急対策事業 46,907千円 ・畜産経営緊急救済事業 61,770千円 ・農業経営安定資金利子助成事業 4,533千円 【6月補正】 ・畜産経営緊急救済事業 30,930千円 ・土地改良区支援等事業（農業水利施設省エネルギー化推進対策） 3,500千円 【9月補正】 ・農産物集出荷コスト低減加速化支援事業 5,000千円
畜産振興局 畜産振興課	③ 肉用子牛生産者補給金制度では、子牛の価格が下がると補填金が出るが、保証基準価格が低過ぎ、生産費に見合っていない。エサ代や資材等が高騰しており、保証基準価格を引き上げること。	肉用子牛生産者補給金制度における保証基準価格は、肉用子牛生産安定等特別措置法に基づき、肉用子牛の再生産を確保することを旨として飼料代などの物価高騰を反映した生産費をもとに国が毎年定めている。 令和8年度黒毛和種の保証基準価格は574千円／頭から600千円／頭に引き上げられたところであり、国に対して保証基準価格引き上げの要望をすることは考えていない。

担当課	要望項目	左に対する対応方針等
健康医療局 医療政策課	(3) 医療機関への支援 医療機関への診療報酬が6月からアップしたがわずか3.09%で、医療用資材の購入費は、1.1倍から2倍以上に値上がりしており、とても追いついていない。 医療機関に対し、物価高騰に見合った診療報酬の加算または応援金を支給すること。	国において、令和8年6月に、今後の物価高騰や人件費上昇を踏まえた診療報酬改定が行われたところであり、まずは医療機関における報酬改定の影響を注視していく。 なお、物価高騰については全国的な課題であることから、8月19日に国に対して要望したところであり、引き続き、物価高騰対策について国に訴えていく。
商工政策課	(4) 中小業者への支援 現在の資材不足・物価高騰は、アメリカによるイラン攻撃によってもたらされた政治災害である。県内業者からは、「コロナ禍の時以上に深刻」であるとの声である。戦争終結の合意後も攻撃が続き、この状況がこのまま続けば、鳥取県内の多くの業者が倒産・廃業してしまいかねない。 ① コロナ禍で発動された「持続化給付金」のような大きな額の給付金制度を創設すること。	中東情勢の混乱が長期化する中では、一時的な給付は長期的な事業の継続を保障するものにはならない。 本県は、従前から持続的な賃上げ・生産性向上支援補助金や産業未来共創補助金など、困難な状態を乗り越えて持続的に事業を継続していくための経営力強化に向けた支援を進めてきており、持続性のない給付金の支給による対応は考えていない。
企業支援課	② コロナゼロゼロ融資が返済できず業者が困っている。鳥取県では信用保証協会の代位弁済はこの10年で最大の31億円にも上っている。借換も、保証料や利子がかかるので、今より不利な借換となってしまうと心配の声も出ている。コロナゼロゼロ融資も含む既往の融資について、返済減免できる仕組みをつくること。また、既往の融資とは別枠のゼロゼロ融資を創設すること。	新型コロナウイルス対策として実施したゼロゼロ融資は、現在約7割が返済され、事業者の36%が完済、51%が正常返済を行っている。 既往債務の返済減免については、個別案件ごとに判断すべきものであり、一律に返済減免等する制度や既往の債務とは別枠のゼロゼロ融資の創設は検討していない。 借換に対応したコロナ克服借換特別資金は、返済期間を長く設定できることから月々の返済額が減少する効果があり、既に累計125億円以上の借換実績がある。 本県は信用保証協会とも連携して、金融機関に対し県内企業の実情を踏まえた柔軟な対応を要請しているところであり、鳥取県経営サポートセンター等の公的な支援機関による相談体制も強化している。 企業の経営状況に応じたアドバイスが可能であることから、まずは相談をいただきたい。
企業支援課	③ 県信用保証協会の代位弁済への損失補償の求償権放棄条例の未制定が、鳥取県を含めて3府県のみとなっている。鳥取県はこの10年間、一度も求償権放棄が実施されていない。議会の議決を経なくても速やかに求償権が放棄され、県内中小業者救済につながる、求償権放棄条例を制定すること。	代位弁済となった損失補償付制度融資について保証協会が債権回収した場合に、都道府県がその回収された納付金の一部を保証協会から受け取る権利の放棄については、地方自治法の趣旨に則り議会で個別に審議いただくべきものと考えており、包括的に放棄するような条例の制定は考えていない。
雇用人材局 雇用・働き方政策課	④ 雇用調整助成金は、柔軟に対応し、休業中の賃金が払えるよう国に求めること。	雇用調整助成金については、既に中東情勢による原材料の入手困難や価格高騰等に伴い休業を余儀なくされた場合の休業手当等に活用できるように措置されている。

担当課	要望項目	左に対する対応方針等
雇用人材局 雇用・働き方 政策課	⑤ 中小業者の国保料等の社会保険料の緊急減免や支払いを 猶予すること。	社会保険制度は法令に基づくものであり、減免や支払猶予については国にお いて必要性等を検討すべき事項である。
商工政策課	⑥ 中小零細・小企業支援を具体的に位置付けた、「鳥取県産業 振興条例」へと改正すること。	本条例は、小規模な事業者が県内経済において大きな役割を果たしているとい う状況を踏まえた上で、企業規模や産業分野に応じた細分化等を行わず、県内 産業全体の育成・振興を目標とするといった議論を経て、制定されたものであ る。 本県では、この条例の基本理念に基づき、総合的に産業振興の諸施策を実施し ているところであり、小規模事業者への実効的な支援は担保されていることから、 条例改正を行う考えはないが、引き続き小規模な事業者に寄り添った支援を 進めていく。
企業支援課	(5) 全東信の破産への対応 全東信の破産で、全国で2万店の被害、鳥取県内でも相談が 10件以上寄せられている。決済代行会社の財務や経営の健全 性をチェックする仕組みがなかったことが、粉飾決算を見抜け なかった原因であり、決済代行を利用した業者に責任はない。 売上金回収のめどが立たなくなっている業者に特別融資す るなどして、被害から業者を守る手立てを講じること。	県特別相談窓口への相談や金融機関への聞き取り等によると、全東信の破産 による県内企業の被害額は平均30万円程度となっており、被害を受けた事業 者からの新たな融資制度に対する要望は確認されていない。 このため、融資制度の創設については検討していないが、引き続き、県特別相 談窓口において、鳥取県経営サポートセンターによる経営支援、国の支援メニ ューや県の既存制度融資等の案内を行う。
教育委員会 事務局 教育環境課	3 熱中症・災害から県民を守る (1) 学校・避難所のエアコン設置について 令和8年度予算では、設置ゼロの県立高校のエアコン整備を 計画的にすすめるため、整備計画策定のための外部委託費、一 部学校の設計費が盛り込まれた。 しかし整備スケジュールは、令和8～9年度に2校、令和9 年度以降は毎年5校ずつで、全ての県立高校体育館各1棟での エアコン設置には令和13年度末までかかる予定であり、猛暑 や熊本地震での避難所の現状を見るに、整備の前倒しが必要で ある。国の1/2補助の「空調設備整備臨時特例交付金」は令 和15年度まで使え、残り1/2の負担分は100%地方債充 当可能でその50%が地方交付税措置され、自治体負担が実質 25%で済むと大変有利であるが、県立高校は対象外である。 国に同交付金の県立高校への適用拡大を求め、県も予算を増 やして整備計画を前倒しすること。	国へ県立高校を補助対象にすること等については、国へ令和8年8月に要望 を行ったところであり、今後も引き続き、学校施設整備に係る関係団体ととも に国に対して働きかけていく。 予算の平準化を図るため、計画的に整備を進めていくこととしており、9月 補正予算案においても検討している。 また、エアコンが設置されるまでの緊急対応として、今年度、各校体育館等 へスポットクーラー等を配備した。 【9月補正】 ・県立学校体育館等空調設置事業 200,675千円

担当課	要望項目	左に対する対応方針等
危機管理政策課	(2) 避難所の備蓄品について 鳥取県の災害時の備蓄品は、各家庭で最低3日分の食料・水等を準備して避難所に持参することを前提とし、避難所の備蓄品は県と市町村が「連携備蓄」（県は大型資機材、市町村は身近なものの22品目）するという考え方のもと、避難所には避難人口の1日分を、2日目以降は連携協定を結んだ民間事業者や他の自治体から応援を受けることとなっている。 しかし、今回の熊本地震のような大規模災害になると、被災者が自宅の備蓄品を持参することや「連携備蓄」による備蓄品が予定通りに調達できない事態が想定される。 避難所には最低3日分の備蓄品を備えること。 また、48時間以内にTKB（トイレ・段ボールベッド・簡易ベッド、キッチン）が、必要数配置できるのか、再点検すること。	本県では、災害時に必要となる物資について、経済的かつ効率的な備蓄方法として、県と市町村による連携備蓄に取り組んでおり、食料については、想定される最大避難者数24,000人の1日分を目標に市町村が備蓄している。 備蓄数量の引き上げについては、コストや保管場所確保等も踏まえ、市町村の理解を得て行う必要があることから直ぐには困難であるが、協定事業者からの支援内容の点検や県民に対する備蓄の周知も組み合わせて、災害時に避難者へ適切な支援を行える体制を確保していく。 また、TKB資機材の配置については、具体的手順を整理し、市町村と共有していく。
ささえあい福祉局 孤独・孤立対策課	(3) 家庭へのエアコン設置補助について 生活保護世帯へのエアコン設置補助は、上限67,000円（家具什器費）で、高齢者・障がい者・小児・難病患者など熱中症リスクの高い人がいて、保護開始時・退院退所時・災害時・転居時・犯罪被害等による転居時の5つの「特別な事情」のいずれかに該当する場合に限定されている。 ① 猛暑が続く中、どの生活保護世帯でもエアコン設置が必要である。補助対象の制限を外すこと。	生活保護世帯においてエアコンを設置することは認められているが、高齢者等熱中症予防が特に必要とされる者がいる場合であって、保護開始時等にエアコンが無い場合に限定して、令和8年度は78,000円を上限として購入費用の支給が認められている。 また、当該支給の対象とならない場合でも、各市町村社会福祉協議会が行っている生活福祉資金の貸付を受けて購入することが認められている。
脱炭素社会推進課	② 生活保護世帯以外の低所得世帯・ひとり親世帯・高齢者世帯にも設置補助制度を創設すること。	国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して、脱炭素社会の実現を目的に支援対象者を限定しない省エネ性能の高いエアコン設置の補助制度を9月補正予算案において検討している。 【9月補正】 ・鳥取県省エネ家電購入支援事業 800,000千円

担当課	要望項目	左に対する対応方針等
農業振興局 経営支援課、 農地・水保全 課	(4) 農業の猛暑対策、熱中症対策について 国内での熱中症死亡者数が令和3年の755人から令和6年は2160人と約3倍に増加し、県内はその間6人が死亡している。また全国的にも農作業中の死亡も23人から59人と2倍以上に広がり、今年は、県内でも農作業中の高齢者が熱中症で死亡し、県内農家から熱中症に対する懸念の声が出ている。 ① 農家にも、熱中症判定の指標となる暑さ指数WBGT（湿球黒球温度）の測定器や判断方法の普及、機器導入の補助制度の創設など、自ら熱中症予防に取り組めるようにすること。	農作業での熱中症発生リスクの高さを踏まえ、今年度、新たに県職員によるキャラバン隊を編成し、らっきょう、すいか、梨等生産者組織の査定会等の場で「熱中症予防強化！地域で守るシニアキャンペーン」を実施し、特に高齢農業者に向けた注意喚起を継続実施している。 また、JAグループ等関係団体と連携した「農作業安全・農機具盗難防止協議会」としても、熱中症予防につながる有効な対策について農業者が主体的に取り組めるように研修会等での紹介を行っており、こうした啓発活動を実施していくことを重視しているため、用品購入支援等の新設は考えていない。 また、農業者は、作業前日及び当日朝に天気予報を確認し、気温が上がる前の朝方や気温が下がる夕方の時間帯などを活用して草刈り作業を実施しているため、草刈りの委託補助は、緊急実施の必要性がないことから、考えていない。 農地への灌水や送水支援については、令和8年度当初予算により、ポンプ購入・リースや給水車リース等への支援を行っており、拡充については考えていない。
農業振興局 経営支援課、 農地・水保全 課	② 熱中症ジャンパーや自走式草刈り機等の熱中症対策用品の購入、草刈りの委託等に補助すること。	【令和8年度当初予算】
農業振興局 経営支援課、 農地・水保全 課	③ 猛暑で水田や農地がひび割れていた。農地への灌水や送水支援を拡充すること。	・みんなで取り組む渇水対策事業 9, 250千円
ささえあい福 祉局 長寿社会課	(5) 社会福祉施設等の「国土強靱化対策」について 社会福祉施設等の「耐震化対策」「ブロック塀改修」「水害対策」「非常用自家発電施設整備」の4事業の推進が、「特に必要」として位置づけられ、令和12年度に向けて対策を進めることとされた。 その中でも、緊急性の高い介護施設等に対する取組を一層重点化するとし、令和7年度に悉皆の調査研究事業が実施され、今年7月19日には、費用負担が重いことが原因で、水害対策完了率は1690か所中15%に留まっていると報じられた。 調査の有効回答率は2割～3割台ではあるが、鳥取県内の施設の結果がどうであったのか明らかにし、対策費の補助額と率を引き上げること。	当該調査は、国が実施したものであり、都道府県ごとの回答状況は公表されていない。 水害対策等の施設整備に活用できる「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金」の補助率は4分の3（国2分の1、県4分の1）であり、国に対して補助率の引上げを要望することは考えていない。 当該交付金のほか、令和8年度に創設した単県補助金「鳥取県老人福祉施設等長寿命化対策支援事業補助金」でも、土砂災害等に備えた施設の改修費や避難経路等の整備費等への支援が可能であり、当該支援制度の周知を図りつつ、県内高齢者施設の災害対策を支援していく。

担当課	要望項目	左に対する対応方針等
自然共生社会局 水環境保全課	(6) 上下水道の耐震化・改修支援、料金軽減について 鳥取県内の上下水道耐震化率は以下の通り低く、深刻である。熊本地震でも水道管の損傷が大問題となっている。人口減少地域や中山間地域での耐震化や改築は、非効率で経費も嵩むため、国補助金の前提となっているウォーター P P P 導入はなじまない。 ・重要施設（避難所等）～下水処理場合流地点までの下水道管路等の耐震化率：39%（全国 53%） ・重要施設（避難所等）～下水処理場直前のポンプ場の耐震化率：50%（全国 45%） ・急所施設・下水処理場～下水処理場直前までの下水道管路：22%（全国 71%） ・急所施設・下水処理場の耐震化率：32%（全国 50%） ・急所施設・下水処理場～下水処理場直前のポンプ場の耐震化率：67%（全国 53%） ・重要施設に接続する水道管路の耐震化率：37%（全国 47%）、耐震管率：33%（全国 32%） ・急所施設・取水施設の耐震化率：18%（全国 52%） ・急所施設・導水管の耐震化率：19%（全国 35%）、耐震管率：17%（全国 24%） ・急所施設・浄水施設の耐震化率：46%（全国 47%） ・急所施設・送水管の耐震化率：30%（全国 49%）、耐震管率：31%（全国 32%） ・急所施設・配水管の耐震化率：50%（全国 68%） ① 国補助は、ウォーター P P P 導入を前提とすることを止めるよう求め、補助率を抜本的に引き上げ、早期改修を可能とするよう求めること。また県独自の補助制度も検討すること。	ウォーター P P P は、民間事業者のノウハウ等を活用することでコスト削減やより質の高い公共サービスの提供が見込めるため、その導入について検討を進めている。 また、県は毎年、国に耐震化等に対する交付金の財源確保や補助率の引上げ等の制度拡充の要望を行っている。 なお、上下水道事業は公営企業会計であり、耐震化や老朽化対策についても利用料金を原資として上下水道事業管理者が実施することが基本であるため、県独自の支援制度の創設は考えていない。
自然共生社会局 水環境保全課	② 南部町では、水道管の主管の改修には、道路工事も必要であることから、経費がかさみ、水道料金値上げが浮上している。県内他の市町村も同様の事態が想定される。上下水道料金の負担軽減のための国・県の補助を検討すること。	
健康医療局 医療・保険課	4 福祉・教育の充実と子どもの人権について (1) 国民健康保険制度の充実について 国民健康保険は、子育て支援金の上乗せ等も影響し、19 市町村中 18 で、一人当たりの国保料調定額が上がり、住民負担が増えている。 その上、保険料統一に向けた保険料平準化の動きの中で、市町村で医療費を分かち合うこととなり、これが保険料上昇にもつながっており、国・県による抜本的な財政支援なしには、保険料を抑えることは困難である。 ① 知事会が求めている 1 兆円程度の公費負担について、改めて国に求めること。	少子高齢化や高度医療等による今後の医療費の増高に耐え得る財政基盤を確立するとともに、持続可能な国民健康保険制度の確立に向けて、地方に支障、負担が生じることがないように、あらゆる対策を講じるよう令和 8 年 8 月に国に対して要望した。

担当課	要望項目	左に対する対応方針等
健康医療局 医療・保険課	② 県、市町村の財政安定化基金を、保険料軽減に活用できるようにすること。	国民健康保険料の軽減については、県として、市町村が県に納める納付金の上昇抑制のために鳥取県国民健康保険財政安定化基金を活用している。 なお、市町村の財政安定化基金の活用については、市町村が検討すべきものである。
健康医療局 医療・保険課	③ 子どもの均等割の半額補助は、令和9年度は18歳まで対象年齢が拡大されるが、残り半分の負担分を県・市町村が支援し、完全無償化すること。(条例減免への一般会計からの繰り入れは可能である。)	子どもの均等割の軽減措置については、子育て世帯の負担軽減の観点から法令に基づき軽減措置が実施されており、軽減割合の拡大などについて、令和8年8月に国に対して要望した。
健康医療局 医療・保険課	④ 県特別医療費助成について、子どもについては国の減額措置は廃止されたが、令和6年度においては、身体・知的障害(7706万円)、ひとり親(643万円)、特定疾患(3.3万円)、精神障害(2298万円)、合計約1億円もの減額措置となっている。減額措置の全ての廃止を求めること。また現状の減額分については、県は1/4ではなく、市町村と折半で負担すること。	特別医療費の助成に対する国庫負担額減額措置については、身体・知的障がい者やひとり親家庭への助成など、全ての特別医療費助成に対する国庫負担減額措置を早急に廃止するよう令和8年8月に国に対して要望した。 なお、減額される国庫負担については、特別交付金により補填しているが、当該交付金は国民健康保険法に基づき一般会計から特別会計へ繰り入れるべき額(保険給付費等の9%)のうち1%であり、当該補填以外の費用にも交付していることから、市町村と調整した上で、補助率を1/4としている。
健康医療局 医療・保険課	⑤ 国保と後期高齢者医療は、全ての被保険者に紙の保険証、少なくとも資格確認書を発行すること。	医療保険制度の基本部分である健康保険証のあり方は、国で検討されるべきものであり、廃止された紙の健康保険証の復活を国に求めることは考えていない。 なお、全ての被保険者に対する資格確認書の交付は、保険者である市町村及び鳥取県後期高齢者医療広域連合が検討すべきものである。
健康医療局 医療・保険課	⑥ 国民健康保険制度では、保険料軽減の特例減免(災害・所得軽減などで個別に減免)の仕組みがあるが、鳥取市では、被保険者が相談に来て、制度の紹介を全く行っていない。申請しなければ制度を利用することができず、行政には制度を被保険者に知らせる責任があると考え、鳥取市に認識を尋ねること。そして、鳥取市を指導すること。	国民健康保険の保険料軽減の特例減免について、鳥取市では、ホームページへの掲載により周知を行っているほか、被保険者から相談があった場合はパンフレットにより説明しているとのことだが、要望があったことについて、鳥取市に伝える。
ささえあい福祉局 長寿社会課	(2) 介護保険制度の改正について 介護保険料を払っているのに、住む自治体で必要な支援が受けられない、保険事業の要件緩和や保険外しが拡大しているが、止めるべきである。先の国会で通過した介護保険法改正では、中山間地域や人口減少が進む地域を、都道府県が「特定地域」と定め、在宅サービスを保険給付から外す、「特定地域支援サービス」、「特定地域居宅サービス」が新設された。 ① 鳥取県が定める「特定地域」とは、どの市町村、どの地域がそれにあたるのか具体的に示すこと。	特定地域サービス等における対象地域の具体的な要件については、現在、社会保障審議会介護給付費分科会等で議論されているところであり、国の検討状況を注視していく。

担当課	要望項目	左に対する対応方針等
ささえあい福祉局 長寿社会課	② 「特定地域支援サービス」「特定地域居宅サービス」は、介護保険給付から外され、人員配置基準や利用者負担額がどうなるのか、従来通りの基準でサービスを実施することは可能なのか、従来通り実施する場合ペナルティがあるのか、説明すること。	特定地域サービスについては介護給付、また、特定地域居宅サービス等事業については介護保険財源を活用した事業として実施されるものと承知しているが、具体的な人員配置基準等の制度設計については、現在、社会保障審議会介護給付費分会等で議論されているところであり、国の検討状況を注視していく。
ささえあい福祉局 長寿社会課	③ 訪問介護事業所がゼロ又は1つしかない市町村が増えているが、鳥取県内ではどの自治体か。また、事業所が減っている原因をどのように考えているのか回答すること。そして事業所が減らないよう支援策の拡充を検討すること。	県内で訪問介護事業所がゼロの市町村は日吉津村、1つだけ存在する市町村は、岩美町、若桜町、智頭町、三朝町、南部町、日南町、日野町、江府町である。中山間地域の訪問介護事業所は、利用者が点在しているため、移動コスト等の負担が高む一方、利用者数を安定的に確保することが難しく、経営が厳しい状況にあると認識している。 本県では独自に令和3年度から中山間地域で経営が厳しい訪問介護事業所の運営費支援を行っているほか、令和8年8月19日に、全国知事会を通じて、訪問介護の移動時間を介護報酬の算定に反映させるよう要望した。
ささえあい福祉局 障がい福祉課	(3) 障害者就労継続支援B型事業所の報酬削減問題 障害者就労継続支援B型事業所の令和8年度の報酬が、令和9年の報酬改定を待たず、急遽今年6月から削減された。令和6年度の報酬改定の際に、報酬額に影響する「月額平均工賃」の考え方を変えたところ、多くのB型事業所で報酬がアップしたことが理由とのことである。一方的に引き上げておきながら、一方的に引き下げるやり方は、現場を混乱させるばかりである。そして今回、鳥取県内149事業所中85と約6割のB型事業所で報酬が削減され、削減の総額は7372万円、1事業所平均90万円もの削減である。 報酬削減の中止を国に求め、削減分を県が支援すること。	令和8年6月の報酬改定は、平均工賃月額率の計算方法変更の影響に対応するやむを得ない調整であり、事業所からも懸念の声は聞かれない。 県は国に対し、物価や人件費の上昇を反映した現場の実態に合う適切な報酬設定となるよう毎年要望しているところであり、今後も継続して要望していく。
健康医療局 医療政策課	(4) 新・地域医療構想ガイドライン 新・地域医療構想ガイドラインは、厚労省の試算では、鳥取県内の病床がどのように削減される可能性があるのか具体的に示すこと。 また、ガイドラインは必ず守らなければならないのか、守らなかった場合ペナルティがあるのか、県は国ガイドライン通りの構想とする予定なのか、以上回答すること。	新たな地域医療構想に係るガイドラインでは2040年における必要病床数の算定式が示されたが、病床数の算出にあたっては各圏域における医療機関間の連携・集約化の状況や入院受療率などの実情を踏まえ、地域医療構想調整会議において協議し、策定することとされており、現時点で病床数を示すことはできない。 県では現在、構想策定に向けた各医療機関等へのヒアリングや専門的な知見を持つ事業者（コンサル会社）との契約を進めており、ガイドラインを踏まえ、地域の実情を踏まえた計画策定を行うこととしている。 また、必要病床数を守らなかった場合における罰則等はない。

担当課	要望項目	左に対する対応方針等
ささえあい福祉局 長寿社会課	(5) 加齢性難聴者の補聴器助成 障がい認定や支援がない加齢性難聴者への補聴器補助制度が、自治体で広がっている。 国としても支援制度を検討していると聞くが、その見通しを示すよう求めること。 県段階では秋田県が支援制度を創設しているが、鳥取県としても支援制度を創設すること。	加齢性難聴によるコミュニケーションの困難さは、社会的な孤立にもつながる恐れがあることから、国において補聴器購入費に係る支援制度を創設するよう要望しているところであり、国の動向を注視したい。 支援制度は、介護保険制度の福祉用具と同様に、国において創設すべきものであり、県として独自の支援制度創設は考えていない。
ささえあい福祉局 障がい福祉課	(6) ピアサポーターの認定と就職 鳥取県は、障がいに関するピアサポーターを養成・認定しているが、就職先がほとんどないと聞く。 ピアサポーターの養成数と就職者数を明示すること。 また、県として就職先を開拓すること。	ピアサポーターは、同じ悩みを持つ仲間として障がい者と本音で語り合い、支え合うことで、障がい者の不安解消や精神安定のために重要な役割を担っており、本県では、直近3年間（R5～R7）で75名の方がピアサポーター養成研修の受講を修了した。 ピアサポーターは、当事者の方々に寄り添い活動する方々のことであり、就職のための資格や免許とは異なるため、ピアサポーター養成研修修了者の就職先の調査及び就職先の開拓は行っておらず、今後行う予定はない。 なお、ピアサポーター配置やピアサポート活動を実施した際の国の障がい福祉報酬加算制度の対象事業所が拡大しているほか、今年度から県ではピアサポーターの派遣調整を行う人材バンクを設置する予定であり、ピアサポーターの活躍する場が広がりつつあることから、引き続き、ピアサポーターの養成に努め、障がい者が安心して生活するための環境づくりを進めていく。
健康医療局 医療政策課	(7) 日南病院の新設の経費支援 日南町は、町立日南病院の老朽化に伴い、令和14年の新設・開院に向け、令和8年9月には新築基本構想をまとめる意向だが、新築経費や新築後の運営費の不安から計画策定が難しくなっている。日南病院は、現在99床、一般会計繰出し金は5000万円～5500万円程度だが、新築で予定しているのは45床。同規模の48床の飯南町立飯南病院では、一般会計からの繰り入れが約1億円と、現在の日南町の負担額の2倍である。 病院新築や病床削減後の運営費への支援は、どのようなものがあるのか示すこと。 また、県としても支援をすること。	日南町などへき地の医療機関の整備に向け、国は「へき地医療拠点病院施設整備費補助金」を整備しているほか、医療圏における病床の機能分化や連携を行う事業の場合は、地域医療総合確保基金による支援の対象となる。 支援については、各補助金の要綱等に当てはめ実施していくこととなる。
教育委員会 事務局 体育保健課	(8) 学校給食無償化の推進 今年度から、小学校については支援上限があるものの無償化への一歩が踏み出された。 続く、中学校給食の無償化にいて、その実施予定・計画と必要な経費を示すこと。	給食費の抜本的な負担軽減は地方公共団体の財政力によらない全国一律の制度として国の責任において実施されるべきものであり、中学校等への対象拡大について早期に実現するよう令和8年8月に国へ要望したところである。 また、中学校の給食無償化に必要な経費は、既に無償化にしている市町村や減免制度の適用などを考慮せず、今年度の1食あたりの単価、給食実施予定回数及び生徒数を基に試算すると概算で11億円程度となる。

担当課	要望項目	左に対する対応方針等
子育て王国課	(9) 児童相談所措置児童の児童養護施設での自死問題 今年5月28日、前鳥取県社会福祉審議会委員長及び前鳥取県社会福祉審議会児童福祉専門分科会会長から「鳥取県児童福祉審議会」に対し、同問題の「再検証報告書」について、「慎重に吟味するよう」求める要望書が提出された。「再検証報告書」への意見は以下の通りである。 この要望内容について、鳥取県児童福祉審議会で検討されたのか、検討結果を公表すること。 検討していないとすればその理由を明示すること。 (再検証報告書への意見の概要) ①「再検証報告書」の記載には事実誤認があること 「再検証報告書」には、「児童福祉専門分科会において、第一次検証会議の設置の経緯やその内容に関し、様々な意見が出て、再検証を行う事となり」と記載されているが、「再検証」に至るまでには、県が社会福祉審議会への報告や審議の先延ばしや拒否をしたり、「検証報告書」に書かれているような社会福祉審議会規定に関する事由など審議会等で一切通知されることはなかった。また、児童福祉専門部会で様々な意見は出たのは事実だが、一次検証報告書の改めるべき点として一致した意見は、「遺書の記載がなく子どもに寄添った内容に至っていないこと」「自死した前後の施設の対応など詳細な臨床報告が記載されていないこと」であったことが、それが記載されていない。 ②当該施設の運営管理者等から送付された要望書の影響について 当該施設関係者からは「自死の公表」を巡り幾重にも要望書が提出されている。当該施設理事長及び代理人弁護士からは、「予期せぬ事故によって」と表現できないかと言うことも含めた「自死」の公表を避ける要望書の提出。代理人弁護士からは、「児童養護施設で自死が発生したことは公表すべきではない」との要望書の提出。当該施設理事長・代理人弁護士・福祉施設関係者6名の連名で、「いかなる形態の公表も混乱と被害の拡大をもたらす」と、非公表を強く求める要望書の提出。これら要望書が、知事及び担当部署に送付され受理されているが、こうした事実を社会福祉審議会や児童福祉専門分科会で追及しても、当初県は、要望書の受理や影響を否定していた。しかし後の知事記者会見ではこれら要望書の影響を排除しておらず、これらの要望書が与えた影響について、不明のままであること。 ③当該法人の管理運営についてアセスメントされていない再検証では、再発防止につながらないこと。	当該事案に係る再検証報告書は、令和7年11月21日に公表・報告し、その後、令和8年2月18日開催の令和7年度第5回児童福祉審議会で、再検証委員会の座長を務めた岩佐嘉彦弁護士から検証経緯や内容等の詳細を報告し、再発防止に向けた意見を頂戴した。再検証報告書は、再検証委員会において丁寧に議論を重ね、まとめられた結果であるため、改めて再検証報告書について検討を行う予定はない。 当該事案については、様々な立場から多様なご意見をいただいているところであり、県としては、当該事案を巡る対応等を教訓とし、二度とこのような事案が起きることのないよう引き続き、児童福祉の向上はもとより、様々な困難を抱える児童支援の充実に努める。

担当課	要望項目	左に対する対応方針等
農業振興局 生産振興課	5 農業・コメ政策 (1) コメと水田に関する政策 25年産の備蓄米の買戻しが進んでおらず、コメの民間在庫がだぶつき、令和8年産米の価格下落が懸念されている。 鳥取県内の令和8年産米の営農計画の県農業再生協議会の集計（7月末現在）では、主食用米が258ha増の12243ha、飼料用米は132ha減の294ha、WCS用稲は44ha減の368haと、主食用米が増えている。この集計結果からも、主食用米の価格の下落が想定され、せっかく生産費払いを決めた鳥取の農協の概算金も下落しかねない。 ① 県は政府に対し備蓄米の買戻しを求めたが、回答はどうであったのか明示すること。政府が買戻しせず米価が大幅下落するようであれば、食料システム法で示された価格と生産費との差額について、国に所得補償するよう求め、県としても独自の所得補償に踏み出すこと。	令和8年産米の価格形成に影響を及ぼすことの内容、政府備蓄米の買入れ数量、価格および時期等の見通しについて早期に明示すること、及び政府備蓄米の買入れ等により、適正な備蓄水準を早期に回復させること等を令和8年8月6日に国に要望を行ったところである。
農業振興局 生産振興課、 農地・水保全課	② 令和7年度の県内の経営所得安定対策交付金の支払い実績は、前年から支払件数で369件減の2744件、支払総額は5.4億円減の18.2億円と、いずれも過去最低となり、一農家当りの平均交付金収入も前年の75万円から66万円に大きく減少し、水田活用交付金の削減は農家収入に大きなダメージを与えることになる。ところが令和9年改正予定の水田活用交付金が、田畑問わず収量に応じた額になるため、単価が減額されるのではないかと、環境保全型直接支払い交付金5年限定は困る、中山間地域直接支払交付金が減額されるとの懸念の声が出ている。食料・農業・農地を守るためにも水田関連の交付金は減額せずに増額を、環境支払交付金は5年限定はやめ、中山間地域直接支払い交付金の増額を国に求めること。	水田政策の見直しに当たっては、地域の実情に配慮し、意欲ある農業者が将来にわたって安心して営農に取り組むことができる制度とすること、「水田活用の直接支払交付金」等の十分な予算を確保すること、「中山間地域等直接支払交付金」における基本単価を見直すこと、及び「環境保全型農業直接支払交付金」において支援期間を限定しないことについて、令和8年8月6日に国に要望を行ったところである。

担当課	要望項目	左に対する対応方針等
原子力安全対策課	6 島根原発・プルサーマル問題 (1) 中国電力と資源エネルギー庁は説明で、プルサーマルの安全性ばかり強調するが、ウラン燃料よりMOX燃料の方が危険性が増す点があるのではないか。以下のような危険性の指摘とそれに対する安全対策、その科学的根拠について、中電や資源エネルギー庁に回答を求めること。 ① プルトニウムを含むMOX燃料はウラン燃料より核分裂しやすく制御棒の効きが悪くなり、爆発の危険性が高まるのではないか。 ② 原発で生成されるプルトニウムは、体内に取り込まれると肺や骨に蓄積され、長期にわたり被爆リスクが続くのではないか。 ③ 一部の燃料棒のみにMOX燃料を入れると、発熱量にムラが生じ、温度の不均衡によって高温部の燃料棒が破裂しやすいのではないか。	島根2号機プルサーマル計画の安全性については、6月24日の中国電力からの協議申し入れを受け、中国電力に対して丁寧な説明を求めている。
原子力安全対策課	(2) 海外ではMOX燃料利用での事故は発生していないというが、国内では事故が発生しており、それは福島原発事故であることを確認すること。	福島第一原子力発電所事故は、地震及び津波を起因として発生したものと承知している。
原子力安全対策課	(3) 島根2号機でのプルサーマル実施は、2010年10月からプルサーマルを実施し2011年に爆発事故を起こした福島第一原発3号機と同じBWR（沸騰水型）での、初めてのプルサーマル実施となる。 福島第一原発3号機ではプルサーマル実施による爆発や被害の影響については検証されているのか。 プルサーマルと原発事故の関連が検証されていない「新規制規準」では、安全対策が足り得ないと考えるが県の認識を回答すること。	島根2号機プルサーマル計画については、安全を第一義として、原子力安全顧問の専門的な知見に基づく意見を踏まえ、米子市や境港市、県議会の意見を聞いて判断していく。
原子力安全対策課	(4) 島根2号機は1989年稼働開始から37年、プルサーマル実施予定の2029年には稼働から40年を迎え、本来なら老朽原発であり廃炉の対象である。 老朽原発で実施することの影響はどうか。劣化対策はいつ実施するのか。劣化対策が終わってからプルサーマルを実施するのか中電や資源エネルギー庁に確認すること。	島根2号機プルサーマル計画については、安全を第一義として、原子力安全顧問の専門的な知見に基づく意見を踏まえ、米子市や境港市、県議会の意見を聞いて判断していく。

担当課	要望項目	左に対する対応方針等
原子力安全対策課	(5) 使用済みMOX燃料の処理技術は未確立である。「仏国のラ・アーク再処理工場において、日仏共同で再処理実証研究を行う取り組みを進めている」「2030年代後半をめどに技術確立すべく研究開発を進め、その成果を六ヶ所再処理工場に適用する場合を想定し、必要なデータの充実化を図る」と回答があり、まさに処理技術は未確立である。 処理技術が未確立のままプルサーマルを実施させることについての県の認識を回答すること。	島根2号機プルサーマル計画については、安全を第一義として、原子力安全顧問の専門的な知見に基づく意見を踏まえ、米子市や境港市、県議会の意見を聞いて判断していく。 使用済みMOX燃料の再処理技術の確立については、国が前面に立ち責任をもって説明すべきことである。
原子力安全対策課	(6) 六ヶ所村の使用済み核燃料の再処理・MOX燃料の加工工場は稼働のメドが立っていない。当初の1997年の竣工予定から、29回27年も稼働延期となり、直近では、「2024年上期に高い確度で稼働」としていたものが、2026年度中となり、6月29日には日本原燃がそれもずれ込む可能性があるとの認識を表明し、青森県知事は使用済み核燃料の受け入れを拒否している。青森県むつ市の中間貯蔵施設への受け入れの話もあるが、根本的な解決策ではない。核燃料サイクルは回っておらず、核のゴミが溜まり続けることになる。 この状況のままプルサーマル計画を実施してもよいと県は考えるのか、認識を回答すること。	島根2号機プルサーマル計画については、安全を第一義として、原子力安全顧問の専門的な知見に基づく意見を踏まえ、米子市や境港市、県議会の意見を聞いて判断していく。 核燃料サイクル計画は国の基本方針であり、その状況については国が前面に立ち責任をもって説明すべきことである。
原子力安全対策課	(7) MOX燃料の国内製造と輸入では、MOX燃料の経費や料金、輸送時間がどう変わるのか、電気料金への影響はどうか、県が確認できたこと、電気料金が上がっても良いと県は考えるのか回答すること。	島根2号機プルサーマル計画については、安全を第一義として、原子力安全顧問の専門的な知見に基づく意見を踏まえ、米子市や境港市、県議会の意見を聞いて判断していく。 電気料金への影響については、中国電力が説明すべきことである。
原子力安全対策課	(8) 当初プルサーマルを予定していた、東海第二、敦賀、大飯原発はプルサーマルの設置変更許可を受けていないがなぜか。その理由について中電や資源エネルギー庁に確認して回答すること。	プルサーマルの実施については、それぞれの原子力事業者において判断されるべきものである。
原子力安全対策課	(9) 島根2号機の主変圧冷却ファン中継端子台の火災は、中継端子台が格納されている箱の一部が腐食し、雨水が侵入したことが原因とのことであったが、箱の腐食の原因と対策は明らかにできたのか中電や資源エネルギー庁に回答を求めること。	中国電力が6月30日に火災の原因と再発防止策を公表しており、県はそれを受けて7月7日に立入調査を行っている。

担当課	要望項目	左に対する対応方針等
原子力安全対策課	(10) 赤澤大臣が平井知事と面会した際、プルサーマル発電立地県に最大25億円交付する「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特措法」を、隣県の鳥取県も対象とするよう、プルサーマル発電開始までに制度改正を整理すると話したと報道された。鳥取県はプルサーマルについて説明を聞き始めたばかりで導入の是非についてまだ判断しておらず、この段階でお金をちらつかせプルサーマル導入を誘導する国のやり方に怒りを感じる。 交付金の受け取りを拒否すること。 また誰が同交付金を要望したのか回答すること。	島根2号機プルサーマル計画については、安全を第一義として、原子力安全顧問の専門的な知見に基づく意見を踏まえ、米子市や境港市、県議会の意見を聞いて判断していくこととしており、その判断に当たってはプルサーマル交付金とは何ら関連性がない。 また、同交付金について要望は行っていない。

中山間・地域振興局 交通政策課	7 鳥取駅周辺再生整備計画について 鳥取駅周辺再生整備計画（素案）が8月に示された。 本計画は、令和3年3月の第2期基本構想、令和6年6月の基本計画策定、令和6年7月より検討を着手し、「リ・デザイン会議」、鳥取県も入る「四者連携協議会」「駅まち空間デザイン検討部会」での議論に加え、フォーラム等を通じた市民の機運醸成の機会の創出、民間投資の可能性を探るサウンディング調査の実施を踏まえ、検討を進めてきたと鳥取市は言っているが、今もって市民にまともに説明したことは一度もない。しかもずっと整備費用が示されず、ようやく示された概算事業費（公共部分のみ）は、総額120億円（バスターミナル22億円、北口広場24億円、北口交通広場11億円、地下道を除く県道3億円、複合施設32億円、南口広場29億円、南口交通広場7億円、南口駐車場1億円）と巨額で、財源が示されていないことも大問題である。 また、整備計画対象用地約22980㎡のうち、鳥取県所有地が13100㎡と57%（バスターミナル、バス待機所、ケヤキ広場、交通広場、風紋広場）を占め、整備する際の鳥取県の負担額・県民負担額はいくらになるのかも示されていない。 この間日本共産党が取り組んだ市民アンケートでは約400通の回答のうち、賛成26.5%、反対44.73%、わからない28.77%と、賛成は圧倒的に少なく、「駅前整備反対。見切り発車のような計画は今すぐやめてほしい」「人口の少ない県です。駅回りに大金を使って整備し若い人につけをまわすのでしょうか」「駅前整備、箱物建設ではなく現在のモノをうまく利用して無駄な経費を省き、河川の樹木処理や中小企業の賃上げ支援に転用したらいい」「駅周辺の再編自体は必要だが駅前のバードハットの設置に見られるような愚作の延長では何のための再編・改革かわかりません。しっかり時間をかけて市民の生の声を反映した再編計画を期待する」「鳥取駅に不便を感じていません。中山間地域の高齢者は公共交通機関がなくとても困っています。目につきやすい派手さでアピールするのではなく、小さな方に目を向けた市政を！駅前は今でも十分」「駅前整備の財源はどうするのか心配。100億以上の整備は必要ない」「鳥取駅を利用する方が少ないのになぜ整備するのか？公共交通は不便なのに駅を整備する必要はない」「駅周辺整備より他のことでお金は使うべき。老人たちは鳥取駅周辺にも出かけられない」「駅前整備、複合施設は本当	鳥取駅周辺再整備は、「集約型交通ターミナル機能の再編」や「まちなかへ賑わいをしみ出す空間整備」等を「基本方針」（令和6年6月鳥取市公表「鳥取駅周辺再生基本計画」より）とし、鳥取市が主体となって、今後のまちづくりや中心市街地対策の観点も踏まえ、交通事業者、地元経済界、まちづくり団体、金融等の関係機関や若者をはじめとする市民の声を聴きながら検討が進められている。令和8年8月3日のリ・デザイン会議で鳥取駅周辺再整備計画（素案）が公表され、今後、パブリックコメントが実施される予定である。 県では、鳥取市主催による四者連携協議会やリ・デザイン会議等の場で、より良い整備内容となるよう助言等を行っており、今後も引き続き所要の対応を行っていく。
----------------------------	--	--

担当課	要望項目	左に対する対応方針等
	に必要なのか疑問。もっと市街地の空き店舗の活用に力を入れた方が良くと思う」「駅前、大型開発よりも日々の暮らし対策を」「駅周辺再整備は見直すこと。大金を使って全面的に改修しないこと。一部バスターミナルの改修のみにすること。風紋広場をつぶして、バス乗り場にするのは絶対反対。ますます交通渋滞になる。ハイヤー乗り場は、現在の位置が良い。駅から降りてすぐの場所である現在が良い」「鳥取駅周辺整備は事業の進捗状況が説明不足で市民が何も知らぬところで物事が進んでいる」等々、怒りや批判の意見が多数寄せられ、市民の理解が得られた計画と言える状況ではない。 計画地の半分以上を所有する鳥取県として、市民無視で進められ、巨額の税金を使う駅周辺再生整備計画の白紙撤回を求めること。 また、県の費用負担とその財源を示すこと。	
道路局 道路企画課	8 県管理の道路・河川の整備について (1) 南部町では、県道横の草刈りが、以前は年2回、全面的に実施されていたが、現在は、道路端1メートルしかされなくなっている。 その理由を示すこと。 以前のように全面的な草刈りを実施すること。	道路除草については、近年の人件費等の上昇により、以前のような年2回の全面的な実施は困難となっており、歩行者空間や通行車の視距性の確保を目的に、年1回、道路端より1メートル程度の範囲で実施している。
道路局 道路企画課	(2) 県道の街灯が暗い。交差点での交通事故で死亡した方もあり、特に交差点は広く、明るく照らすよう、点検・改善をすること。	適宜点検を行い、著しく照度が不足している場合は灯具の交換を行っていく。
河川港湾局 河川課	(3) 末広温泉町を流れている山白川の異臭を改善すること。	山白川の当該区間を確認したところ、異臭は確認されなかったが、今後も状況を注視し、必要に応じて調査の実施を検討する。